

特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク

事務局運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク（以下「法人」という。）の事務局機能を定めるものとする。

(職員)

第2条 事務局の職員およびその役割は以下の通りとする。

東京女子医科大学母子総合医療センター 内山 温、中西秀彦（以上研究支援）、他事務
職員数名

大阪府立母子保健総合医療センター 平野慎也、白石 淳（以上研究支援）

大阪大学小児科 松波 桂（研究支援）

(報酬)

第3条 研究支援の職員には報酬を支払わないが、事務職員はこの限りでない。

(事務業務の委託)

第4条 事務局は、理事会の承認を得て、事務業務の一部を外部業者に委託することができる。

附 則

1 この細則は、理事会の議を経て変更できる。

2 この細則は、法人の成立日から施行する。